

名古屋市青少年交流プラザ自主活動推進事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）が行う自主活動推進事業について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 プラザは、青少年による体験・交流の場を提供し、主体的な活動を促すという観点から、次に掲げる事業を対象として、第3条に規定する対象団体から企画を募集し、共催事業として事業を実施する。

- (1) 青少年の社会参加体験活動その他の体験活動に関わる事業
- (2) 青少年ボランティアの養成に関わる事業
- (3) 青少年相互の交流及び青少年と他の世代との交流に関わる事業
- (4) 青少年の自立支援に関わる事業

2 実施する事業はプラザとの共催事業とする。

(対象団体)

第3条 本事業は、名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱第2条に規定する団体の区分に応じた条件を満たす団体（以下「対象団体」という。）を対象として実施する。ただし、18歳未満の者が団体の代表者及び構成員となる場合は、保護者の同意を必要とする。

(実施手続)

第4条 第2条の事業の実施を希望する対象団体の代表者は、プラザに対して、事業実施希望日の3箇月前までに企画書を提出しなければならない。なお、多くの青少年に活動の機会を提供するため、1団体が本事業を実施できる回数を年2事業までとし、宿泊を伴う企画については、年間1事業までとする。

2 プラザは、前項の企画書の提出があった場合には、事業が目的に即して実施されるよう助言・指導を行うとともに、その内容を審査し、審査結果を、対象団体代表者に対して通知する。

(その他)

第5条 プラザは、対象団体と共催で事業を実施する際に、対象団体が希望する場合には、プラザ、青少年宿泊センター、生涯学習センター等の実施場所を確保するとともに、次に掲げる対応を行うことができる。

- (1) チラシ作成における用紙の提供および印刷機の使用許可
- (2) 児童館や図書館へのチラシ配架依頼
- (3) プラザのホームページ、フェイスブックへのチラシや事業に関する記事等の掲載
- (4) 広報なごや等への記事掲載の依頼
- (5) 実施に必要な機材や物品の貸与

附 則

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。